

土木センター便り

カラスが巣を作る時期です。



カラスのヒナが巣立ちする5月下旬～7月の間、カラスは巣に近づく人を威嚇することが増えます。

カラスの威嚇に気づいたときは落ち着いて対処しましょう。

ハシ
ブトガラス



- ・くちばしが太い
- ・出っ張った額
- ・澄んだ声(カアカア)
- ・ピヨンピヨン跳ねて歩く
- ・人を威嚇することが多い

ハシ
ボソガラス



- ・くちばしが細い
- ・なだらかな額
- ・濁った声(ガアガア)
- ・両足を交互に出して歩く

こんな時は
要注意!!

カラスは卵やヒナを守ろうとして、巣に近づこうとする人を威嚇することがあります！

注意

【カラスの威嚇の段階】

- ① じっと見る、大きな声で鳴く
- ② 警戒音（カッカッカッ）
- ③ 威嚇鳴き（ガーッガーッ）
- ④ 接近、追跡する
- ⑤ 葉や枝をつつく、折って落とす
- ⑥ すぐ近くで飛び回る
- ⑦ 後頭部を蹴るように飛ぶ、蹴る

こんな時は
どうするの？

すべてのカラスが人を攻撃するわけではありません。
多くの場合はいきなり襲うのではなく威嚇だけにとどまります。

威嚇に気づいたら・・・

- ・走らずにその場を離れる
- ・巣の下で立ち止まったり見上げたりしない
- ・カラスを追い払おうとしない
- ・石を投げたり棒を振り回したりしない

攻撃を防ぐには・・・

- ・帽子をかぶって頭を守る
- ・傘をさし、頭や肩を覆って守る
- ・腕をまっすぐに上げて、動かさずに
- ・ゆっくり通過する

よくある質問
Q & A



カラスの巣は撤去してもらえるの？

巣を取られたカラスは、多くの場合、再び近くに巣を作ります。また、子育て期間が長引き、人への敵対心を根付かせることにもなり、年々威嚇がひどくなる恐れがあります。威嚇がひどいときには巣の撤去も被害を防ぐ一つの方法ではありますが、一時しのぎにしかなりません。

カラスの巣は、可能な限り巣立ちまで見守りましょう。

公園や街路樹に巣ができる場合

原則、巣の撤去はいたしませんが、激しい威嚇がある場合に限り、歩行者の安全を確保するための対応をとることがあります。下記までご連絡ください。

☎ 清田区土木センター 888-2800

私有地に巣ができる場合

巣ができる土地や樹木の所有者（管理者）による対応となります。ただし、卵やヒナがいる巣の撤去には許可が必要です。下記までご連絡ください。

☎ 環境局環境共生担当課 211-2879

工事のお知らせ



今年度清田区土木部で実施予定の工事情報を、ホームページで公開しています。
工事前には、沿線等の住民の方には別途お知らせいたしますが、おおよその場所や時期を把握するのにご活用ください。

清田区ホーム > 道路・公園・除雪 > 工事情報
URL : <https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/kouji.html>

札幌市清田区工事情報

検索

清田区の工事情報



札幌市の工事情報



歩道の縁石の切り下げには申請が必要です。

街路灯の球切れ等を見つけたら

札幌市が管理する道路で、車両出入口の整備に伴い縁石の切り下げ工事を行う場合、市の承認を受ける必要があります。

詳細は、土木センターまでお問合せください。

※申請書の様式は札幌市のホームページからダウンロードできます。



チェック!



乗入れステップを利用する場合は、道路上に継続して設置せず、必要な時だけ置き、すぐ片づけるようお願いします。

街路灯の球切れや故障（昼間に点灯している等）を見かけましたら、清田区土木センターまでご連絡をお願いします。（☎888-2800）

ご連絡の際は…

- 黄色いステッカーの管理番号
- 街路灯が設置されている住所をお伝えいただけます。



札幌市が管理している街路灯には、黄色のステッカーで管理番号が記載されています。

ステッカーのない街路灯は、町内会が管理していますので、各町内会へご連絡下さい。

編集・発行 札幌市清田区土木部維持管理課

〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号

TEL 888-2800 / FAX 884-6474

<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/>



さっぽろ市
02-Q02-23-1067
R5-2-743

もしもの災害に備えよう



いつ発生するかわからない自然災害から自分の身を守るには、普段の備えや知識が重要です。

災害が起こった際の避難行動や避難場所などを事前に確認しておきましょう。

区役所で以下のような防災に役立つパンフレット等を配布していますので、ぜひご活用ください。

防災の知識を身に付けよう



●さっぽろ防災ハンドブック

災害の知識や、ご家庭でどのような備えをするべきかをまとめています。この冊子を活用して、災害への備えや防災活動に取り組んでください。



[さっぽろ防災ハンドブック](#)



●自主防災マニュアル

災害時の被害を最小限に食い止めることを目的とした地域の自発的な防災活動の手引きです。町内の平常時の活動や災害発生時の行動、日ごろの備え等をまとめています。



[札幌市 自主防災マニュアル](#)

災害リスクを確認しよう

●札幌市浸水ハザードマップ



内水氾濫や洪水のおそれがある区域や避難場所などを示しています。



[札幌市 浸水ハザードマップ](#)

●清田区防災マップ



災害が発生したときの避難先が一目でわかります。そのほか、土砂災害警戒区域なども示しています。



[札幌市 清田区の避難場所](#)

●札幌市地震防災マップ



想定最大規模の地震に対する
・震度分布(揺れの強さ)
・液状化危険度
・家屋全壊率
を確認できます。



[札幌市 地震防災マップ](#)

●札幌市防災アプリ「そなえ」



スマートフォン向け防災アプリです。緊急情報が通知されるほか、避難場所の確認やAR(拡張現実)機能で危険度体験ができます。



[札幌市 防災アプリ そなえ](#)

2

歩道にロードヒーティングを設置されている皆様へ

●届出はお忘れではありませんか？

以下の場合、廃止届や変更届が必要です。
まずは、土木センターにご相談ください。

- ① 歩道に占用しているロードヒーティングはあるが、使用していない。
- ② 占用者の住所や氏名等が変わった。
- ③ 第三者に譲渡した。

●継続申請はしていますか？

ロードヒーティングの占用期間は**5年以内**です。
占用許可期間が満了する前に、占用者の皆様にはご案内を郵送し継続申請をしていただいている。

もし、お手元の道路占用許可書に記された期限が過ぎている場合には、一度、土木センターへご連絡ください。



3

庭木が道路にはみ出していますか？

庭木が道路にはみ出していると、人に当たってケガをしたり、車を傷つけたり、事故の原因となりかねません。

また、庭木が道路にはみ出していることが原因の事故は、その所有者が責任を問われる場合があります。

道路にはみ出した庭木は、所有者の責任で剪定をお願いします。

《道路にはみ出している庭木》



4

除雪ボランティア活動のための用具をお貸しします

札幌市では、市民・学校・企業等と行政の協働による除排雪を推進しており、地域の除雪ボランティア団体(町内会、学校、企業等)に対して除雪用具の貸出し(無償)を行っています。

●貸出し対象のボランティア活動

道路やその周辺において、地域の方々のために行う右のような除雪ボランティア活動が対象となります。



道路の除雪

個人宅の間口除雪

消火栓やごみステーション周辺の除雪

●お貸しする除雪用具の例



※お申込みや詳しい制度の内容については、土木センターまでお問い合わせください。



土木センター便り

第78号

令和5年12月発行

1 今冬も道路の除雪に ご協力をお願いします

道路への雪出しはやめましょう



敷地内の雪を道路へ出すのは事故や渋滞の原因となり、大変危険です。また、除雪作業の支障にもなります。

※道路交通法や道路法でも道路への雪出しは禁止されています。

路上駐車はやめましょう



路上駐車があると除雪車が作業できません。除雪ができないと、安全に通行ができなくなります。向かいの家に雪が多く寄せられるなど、ご近所の皆さんにも迷惑がかかります。

ゴミ出しは収集日の朝に



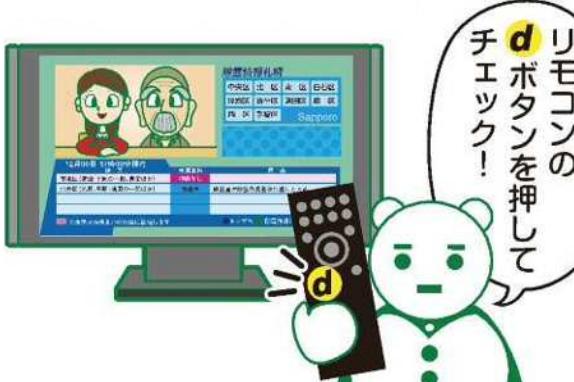
ごみは収集日の朝にごみステーションへ出しましょう。前日の夜に出されたごみは、除雪作業の妨げとなります。ごみが道路に散らばってしまうこともあります。

2 除雪や雪に関する情報を発信しています

テレビのデータ放送

テレビのデータ放送で、除雪車の出動情報を確認できます。

放送期間：12月上旬～令和6年3月中旬
放送局：HTB, NHK, HBC, UHB



ホームページの公開情報

- 住宅街の道路の新雪除雪の出動状況を紹介



札幌市 除雪情報

- 雪対策の内容をQ & A形式で紹介



さっぽろ雪の絵本

- 翌朝の雪かきの必要度を4段階で表示



札幌 雪かき指数

- 歩道の滑りやすさを3段階で予測



札幌 つるつる予報

3

パートナーシップ排雪制度のご利用について

制度概要

パートナーシップ排雪制度は、地域の皆さまが地域内の生活道路の排雪を実施する場合に市が支援する制度です。制度を利用する場合は事前に申し込みが必要です。

申込期限

令和5年12月18日(月)～令和6年1月9日(火) ※土日・祝日及び年末年始を除く

申込方法

- 案内及び申込用紙は、12月上旬に前年度の申込団体の代表者様宛てに送付します。
- 新規で申込む場合は、事前にご相談ください(相談先：清田区土木センター 888-2800)

4

公園を雪置き場として利用するためには…

札幌市では、原則、公園を雪置き場として利用することを**禁止**しています！



札幌 公園の雪置き場

公園を雪置き場とする場合は…



町内会



覚書



札幌市

公園を雪置き場として利用するには、町内会と市で「覚書」を交わす必要が有ります。

ルール・注意点

- 遊具や樹木の周りには雪を置かない**
- 重機での雪入れは行わない**
- ルールが守られているかパトロールを行う
- 春には公園の清掃を行う

5

雪の置き場所にご理解・ご協力をお願いします

- 道路がザクザクになったときには、路面の圧雪を削る作業(路面整正)を実施します。
- 路面整正の作業では、重たい雪や固い雪の塊が発生しますが、出入口前には極力その雪を置かないよう作業します。
- このため、出入口以外の道路脇等に堆雪せざるを得なく、民間排雪やロードヒーティングの場所などにも雪を置くことになります。
- タイミングが悪ければ、個人で排雪や融雪を行った直後のきれいになった場所にも置くことになりますが、ご理解のほどお願いします。



整正作業による雪置き場所のイメージ

編集・発行

札幌市清田区土木部維持管理課
(清田区土木センター)

〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号

☎ 888-2800 / FAX 884-6474

<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/>



除排雪作業のお問合せ

除排雪作業に関するお問合せは、「除雪センター」(市の委託業者)が対応しています。市ホームページより、お住まいの地域の除雪センターをご確認いただき、各除雪センターへお問合せください。

清田区北地区除雪センター ☎ 882-6191
清田区南地区除雪センター ☎ 885-1971



「滑り止め用の砂」の道路清掃について

今シーズンもツルツル路面の「滑り止め用の砂」の散布にご協力いただきありがとうございます。

砂をまいた道路は、雪解けが進み乾いてくると、埃っぽくなったり、砂に足を取られて転倒することもあります。

お
願
い

札幌市も砂を散布した道路の清掃を行いますが、足元の安全確保と気持ちの良い春を迎えるため、皆さまも砂の清掃にご協力をお願いいたします。

[清掃時に回収した砂は…]

- ◆ バケツなどで保管して来シーズンも利用できます。
- ◆ 廃棄する場合は、土木センターや区役所、まちづくりセンターで配布しているボランティア袋に入れて「燃やせないゴミ」の日に出してください。

知っていますか？

清田区役所の正面玄関で配布した「滑り止め用の砂入りペットボトル(コロバーズボトル)」は、区内の小学校や団体にボランティアで作成してもらっています。



第79号

令和6年3月発行

花苗の無料配布のお知らせ

今年も道路の植樹ますなどに花を植えていただける団体に花苗を無料で配布します。

申込用紙は、3月中旬頃に昨年度お申込みがあった団体の代表者にお送りする予定です。

新たに申し込みを希望される団体は、土木センターへご連絡をお願いします。



申込要件

- ❖ 花を植える場所が札幌市で管理する道路の植樹ますまたは植樹帯であること。
- ❖ 花の管理（土おこし、施肥、水やり、除草など）をして頂けること。
- ❖ 町内会、ボランティアグループなどの団体であること。

申込先

- ❖ 清田区土木センター公園緑化係
- ❖ 011-888-2800



春先に発生する舗装の破損について

春が近づくと雪解けの水や気温等が関係して、道路に穴やひび割れができやすくなります。

札幌市では定期的にパトロールを実施し、通行に支障となる道路損傷に対して補修を行っていますが、道路の穴(写真参照)は、車の通行などが影響し突発的に発生するため未然に防止できません。

お願い

- ◆ 雪解けにより車の運転が快適になりますが、穴ができるやすい季節であるため、速度を落とすなど、運転には十分にご注意ください。
- ◆ 道路上で危険な穴などを発見したときは、清田区土木センターへご連絡ください(※)。



※国道の場合は、道路緊急ダイヤル(#9910又は854-6036)にご連絡ください。

※道路の異常は現地確認し順次補修など行いますが、軽微なものや安全上支障ないと判断できるもの等は補修を行わない場合もあります。

公園の点検・清掃について

春が近づくと公園の遊具で遊ぶ子供たちが増えています。

雪置き場として利用している公園は、注意して雪入れを行っていただいているが、毎年遊具の破損が発生しております。

市では、雪解け後すぐに遊具等の点検を実施しますが、全ての公園の点検が完了するまでに時間がかかります。

お願い

- ◆ 公園遊具の損傷などを発見したときは、清田区土木センターへご連絡ください。
- ◆ 雪入れをしている公園では、子どもたちが少しでも早く遊べるよう雪割や清掃活動が必要となりますのでご協力をお願いします。



除雪センターの設置期間について



今冬の除雪センターの設置期間は、令和5年12月1日から
令和6年3月20日までです。それ以降の除雪作業に関する
お問合せは、清田区土木センターへご連絡をお願いします。

清田区北地区除雪センター ☎ 882-6191
清田区南地区除雪センター ☎ 885-1971



担当区域は
こちらで確認

編集
・
発行

札幌市清田区土木部維持管理課(清田区土木センター)

〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号

TEL 888-2800 / FAX 884-6474

<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/>

